

がじまる

2013

秋号

平成25年11月1日

No.372

発行／沖縄県県民生活センター
電話 (098)863-9212
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。

◆消費生活相談事例

『CO2 排出権取引って？絶対儲かるの？』

■相談事例

CO2排出権取引をしているという会社から何度も電話勧誘を受け、あまりにしつこいので会って話を聞いた。その際「元本は必ず戻る」「すぐ倍になる」と強く勧められ信用してしまった。400万を支払ったが、その後電話で「値段が下がったから追証金が300万必要だ。」と言われた。そこで初めて支払ったお金が全てなくなってしまったことに気付いた。その上追加でお金が必要と言われ動揺した。



■アドバイス

CO2排出権取引とは、地球温暖化の原因とされている温室効果ガスCO2の排出量を削減するための制度で、日本ではなく欧州などで運営されています。この取引は、CO2排出権の取引時の売買価格とその後の反対売買時の価格の差額で損益が出ますが、取引の形態は消費者が業者に証拠金（保証金）を預け、業者がそれをもとに何十倍もの取引を行う「証拠金取引」で、損失が最初に支払った証拠金を上回る恐れのあるハイリスクな取引です。

今回の相談では、取引のメリットばかりを強調され、自分が出資した投資金額以上の損失を受けることがあるというデメリットに気付かず契約してしまっています。

CO2排出権取引は十分に経験を積んだプロの投資家にとっても難しい取引で、投資経験のない一般の消費者が利益を得るのはほぼ不可能です。「必ず儲かる」、「専門家である自分達に任せていれば知識がなくても大丈夫」等の勧説が多く繰り返されています。しかし、必ず儲かるという事例はなく、非常にハイリスクな取引であるという事を理解してください。買う気がないのであれば電話できっぱりと断る、絶対に会わない姿勢が大切です。

CO2排出権は商品先物取引法での指定商品にも、金融商品取引法の金融商品等にも含まれていないため、現行では規制する法律はありません。しかし、契約してしまった時は、特定商取引法上のクーリング・オフが可能な場合がありますので早めに確認することが大切です。

■ご相談ください

不審に思ったり、万一トラブルにあった場合は、沖縄県県民生活センターや最寄りの消費生活相談窓口までご相談ください。

◆くらしの中の危険

[このコーナーでは、くらしの中に潜む製品事故に関する記事を紹介します。]

『キッチン・ダイニング編』

スライサーによるケガ

事例①⇒ニンジンをスライサーでスライス中に親指と中指の腹を削って全治1ヶ月と診断された。野菜に使用する安全ホルダーが付属していたが、まだ半分程度の大きさだったので使用しなかった。



原 因⇒けがを防ぐためには安全ホルダー（スライスするときに野菜を保持する補助具。『指ガード』『野菜ホルダー』と呼ばれることもあります。）の使用が有効ですが、今回は使用していませんでした。他にも商品に安全ホルダーが付属していなかったという事例や、安全ホルダーの使い勝手が悪く使用しなかったという事例が見られます。

注 意⇒スライサーは簡単・手軽に野菜をスライスできますが、スライス中に手指が刃に触れれば大けがを負うおそれがあります。スライサーも包丁などと同じ刃物です。安全ホルダーはけがの防止に有効です。スライサーを新たに購入する際には、安全ホルダーがついた商品を選ぶと良いでしょう。安全ホルダーにはさまざまな形状のものがありますが、野菜の種類や大きさによって使いやすさに差があるので、適切なものを選択し、取扱説明書にしたがって正しく使用しましょう。また、野菜が小さくなったら無理してスライサーを使わず、包丁を使うようにしましょう。

IHコンロの事故

事例②⇒IHコンロで天ぷらを調理中、油から炎が上がり消火の際に右手にやけどを負った。



原 因⇒底の反ったなべを使用し、また少量の油で調理したため天ぷら油が過熱され発火したものです。なべ底にくぼみや反りがあると、空気層ができるて温度センサーが正しく働きません。

注 意⇒IHこんろで揚げ物調理を行う際には、必ず揚げ物キーを使用し、IH専用なべを使ってください。なべ底に反り、たわみ、凹みがあると温度センサーが正確に働きません。揚げ物調理時の油量は、少ないと温度が急激に上昇するため、温度センサーが正確な温度を測ることができません。適量を使用しましょう。また、揚げ物調理中は、絶対にその場を離れないで下さい。

◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ



受付時間 月曜日～金曜日

(土・日・祝日は休みです)

9時～12時、13時～16時

- ・県民生活センター 消費生活相談室 ☎098-863-9214
- ・県民生活センター（宮古分室） ☎0980-72-0199
- ・県民生活センター（八重山分室） ☎0980-82-1289

相談は
無料です

◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ

1 「暮らしに役立つ金融経済セミナー&FPフォーラム」の開催について

- (1) 日 時：平成26年2月1日（土）
10時00分～16時45分
- (2) 場 所：石垣市健康福祉センター 集団検診ホール
- (3) 募集人数：80名 参加無料 ※申込先着順
- (4) セミナー等内容
- ① 第1部：岡田 啓子 氏（金融広報アドバイザー）によるセミナー
 - ② 第2部：慶田城 裕 氏（ファイナンシャル・プランナー）によるセミナー
(*セミナーテーマについては調整中)
 - ③ キッズマネー学習 金融広報アドバイザーの名城 佳枝氏、佐々木 かおり氏による子ども向け体験学習
 - ④ 相談会 ファイナンシャル・プランナーによる無料相談会（生活設計）
- (5) 募集時期：平成26年1月上旬予定。金融広報委員会ホームページ、新聞などでお知らせします。お問合せは、1月になってからお願いいたします。



2 金融広報アドバイザーの無料派遣

沖縄県金融広報委員会では、公民館を始め地域の自治会、学校、PTA、サークルなど一般県民を対象とした地域の講演会や学習会に『金融広報アドバイザー』を講師として派遣いたします。講師の謝礼、交通費は無料ですので、事務局までお気軽にお問合せください。

講座内容	生活設計関係／金融経済関係／金融・金銭教育関係／消費者問題関係
実施時間等	1回あたり1時間～2時間程度 実施期間は相談に応じます。
参加人数	10名以上
申込期間	開催日の1ヶ月前～2週間前

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (事務局：沖縄県環境生活部県民生活課内)
TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789
ホームページ <http://www.okinawa-kinkou.com>

◆「消費税転嫁対策特別措置法（※）」が平成25年6月5日に成立し、平成25年10月1日から施行されました。（平成29年3月31日まで期間限定の適用となっています。）

この法律は、消費税率の引上げに際して、特定事業者（買手）による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的としています。

〈法律の主な内容について〉

1 消費税の転嫁拒否等の行為のは正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務（サービス）について、事業者（買手）が、消費税の転嫁を拒む行為（減額、買いたたき、購入強制、本体価格での交渉拒否、報復行為等）が禁止されます。

2 消費税の転嫁を阻害する表示のは正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務（サービス）について、「消費税を転嫁しません」、「次回購入時に利用できる消費税相当分のポイントを付与します」等、消費者が消費税を負担していないかのように誤認させる宣伝や広告は禁止されます。

3 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

例：本体価格が100円の場合、値札等に「100円（税別）」、「100円+税」、

「108円（税込）」などの表示ができます。また、店内に税抜価格であることをわかりやすく表示していれば「100円」での表示も可能です。

(2) 事業者が、税込価格に併せて税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用されません。（総額表示義務の特例）

4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用外となります。（公正取引委員会が定めた期間内に届け出る事が必要です。）

(1) 転嫁カルテル：消費税の転嫁の方法の決定

- ・事業者が定める本体価格に、消費税額分を上乗せすること。
- ・消費税額分を上乗せした結果、生じる端数を合理的範囲内にて処理すること。

例：本体価格 98円 × 8% = 消費税額 7.8円 → 8円

(2) 表示カルテル：消費税の表示の方法の決定

- ・消費税引上げ後の価格について、統一的な表示方法を用いることの決定

例：税込価格を表示する場合：「税込価格」と「消費税額」を並べて表示

例：税込価格を表示しない場合：個々の値札に「税抜価格」+「税」

広告や表示に関する問い合わせは、県民生活課（電話098-866-2187）まで

消費税転嫁対策特別措置法（※）の概要については、以下で確認できます。

消費税価格転嫁等総合センター（<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>）

※法律正式名称：「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法」